

居宅介護支援重要事項説明

< 令和7年 9月 1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0493-53-2333 (8時30分 ~ 17時30分まで)

担当 管理者 介護支援専門員 小林範亮
主任介護支援専門員 杉田芳枝 田中恵子
介護支援専門員 山岸玲子 片野博美
*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 常磐苑居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

| | |
|-------------|--------------------------|
| 事業所名 | 常磐苑居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 埼玉県比企郡吉見町大字北吉見 350 |
| 介護保険指定番号 | 居宅介護支援 (埼玉県 1173200161号) |
| サービスを提供する地域 | 吉見町 |

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

| | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|----------------|----|-----|-------------------|----|
| 管理者(兼務) | 1名 | 名 | サービス管理全般 | 1名 |
| 介護支援専門員 その他 | 4名 | 1名 | サービス計画の立案・ 管理等 | 5名 |
| 事務職員(兼務) | 1名 | 名 | 一般事務・料金請求等 | 1名 |

(3) 営業時間

| | |
|----|----------------|
| 平日 | 8時30分 ~ 17時30分 |
| 土 | 8時30分 ~ 17時30分 |

*緊急連絡電話 0493-53-2333

(※当事業所は特定事業所加算 (II) 算定事業所のため 24時間連絡対応)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別添資料をご覧ください。

4 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて自己負担額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

| | |
|---------------------------------|------|
| 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 | 600円 |
| 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 | 800円 |

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

| | | |
|----------------------------------|-------------|--------|
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合 | 要介護1・2 | 1,000円 |
| | 要介護3～5 | 1,000円 |
| 保険者(市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合 | 料金は一切かかりません | |

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、複数の事業所を紹介、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能とした上でサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援、非該当(自立)と認定された場合……要支援、非該当となった日
この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し

がたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しており、責任者は管理者としています。

(2) 事業所は、サービス提供中に当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

7 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

8 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制・早急な業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じています。

(2) 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しています。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置について

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施しています。

10 身体拘束について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについては、身体拘束等の適正化のための指針に基づいて行います。

11 当事業所の居宅介護支援の特徴等

別添資料をご覧ください。

12 サービス内容に関する苦情

当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は、下記窓口で承ります。

☆サービス相談窓口☆

1 常磐苑居宅介護支援事業所

管理者 介護支援専門員 小林範亮

主任介護支援専門員 杉田芳枝 田中恵子

介護支援専門員 山岸玲子 片野博美

電話番号 0493-53-2333 (受付時間 8時30分から17時30分)

2 社会福祉法人常磐福祉会 苦情解決第三者委員

北村良雄 電話 0493-54-0607

小貝健三 電話 0493-53-2218

3 市町村

吉見町長寿福祉課介護保険係 電話番号 0493-63-5013

4 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2568